

第7回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年4月7日（月） 午後1時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
事務局職員	議会事務局長 佐田 裕子 稲員 美佳

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 ただいまから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を始めたいと思います。

傍聴者の皆様方には、お忙しい中、おいでいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、先ほど申しましたように、特別調査委員会を始めさせていただきます。

では、本日の議題に入ります。記録提出の要求等についてでございます。

まず、前回の委員会で提出を要求し、提出された記録等について協議した上で、これから提出を要求すべき記録や証人喚問について協議してまいりたいと思います。

まず最初は、出生記念品事業の契約書に関することでございまして、前回提出を求めておりましたこの契約書について、お手元の資料をご覧ください。協議に当たり、傍聴者にも資料の配付を認めます。

事務局より、傍聴者の方へ配付をお願いいたします。

(傍聴者へ資料配付)

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

前回の委員会におきまして、地域振興課の移動販売事業「大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）」が設立当初から行ってきた予算外の会計処理の実態について協議いただいたところでございます。

「大刀洗マルシェかてて」は、移動販売の際に出品者から頂いた売上げの10%から20%の手数料を町に全額を収納せず、物品の購入費に充てたり、釣銭や翌年に開催する「えだまめ収穫祭」の枝豆購入費に充てるなど、年度を繰り越して自由に会計処理が行われてきました。

その詳細は、町の監査を受けず、当時の会計管理者も全く把握しておりません。その「大刀洗マルシェかてて」が出生記念品代として、1件当たり3,000円を町に請求していますが、記念品の出品者には1件当たり2,500円しか払っていないことが分かっております。

そこで、出生記念品事業がどのような契約になっているのかを確認するため、こちらの契約書の提出を求めたところでございます。

では、この契約書について、各委員のご意見をお願いいたします。よろしいですか。ご意見がある方、よろしくお願ひをいたします。どなたかご意見があればお願ひをいたします。平山委員。

○平山賢治委員 この単価契約書を見ておりますと、甲・乙それぞれが同じ町長が代表者ということになっております。この「かてて」の運営に関しては、この百条の立ち上げ以降調査を続けてきたところですが、これは本来どう考えても直営の立てつけなのに任意団体のような運営がされて、町の売上げの一部がプールされているというのが問題の一番の本質だったよう思うんですが。

これを拝見しておりますと、この書面でいうと任意団体、つまり直営だったらこれは契約する必要はないはずなんですよね。町が庁舎内でその記念品を仕入れてお渡しするわけですから。これ自体が必要ないはずなのに、この契約書の立てつけだと、これは任意団体というふうに見えるんですよね。だから、そうすると任意団体としての立てつけは今全くできていないので、そこに何らかの違法が発生してくるだろうというのが一つあります。

そして、もう一つ。だから、この形だと任意団体になるように見えるんですよね。そうなると、じゃあ任意団体でないといけないんだけれど、任意団体になっていない、ここが一つ問題になると。ただ、私のほうで「大刀洗マルシェかてて」のインボイスの番号を調べておきましたら、マルシェのインボイスは大刀洗町の番号なんですよ。だから、どう考へても直営なんですよね。だから、どっちからしても、直営だとしても任意団体だとしても、この契約者はおかしいという話に私には見えるんですけど、いかがでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。ただいまの平山委員のご意見に対して、何かご意見があればお願ひしたいと思いますが。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 予算の中にもこの出生記念品事業が組んである。1人3,000円で予算組みはされてあるということは、もう町の事業ということはあれなんですけれど、何でこのような課同士で契約をしなきやいけないのかというのがちょっと分からぬんですけど。

あと委員長がおっしゃった、この3,000円、1件当たり3,000円で予算組みしていく、でも実際に出品者には2,500円しか払っていない。500円分を地域振興課が別通帳に入れてプールしている。なぜ、その500円も引かなきやいけないのか。「大刀洗マルシェかてて」の移動販売は10%から20%。10%だとしたら300円だし、20%だとしたら600円。なぜ500円なのかというそこの取決めも分からぬですし、町の予算で組んで1人3,000円でしているのに、それをなぜわざわざ500円引かなきやいけないのかなというのもすごく疑問があります。ちょっと分からぬところです。

○古賀世章委員長 そこは実際にどなたかに質問、尋問されて確認をされたらいいんじゃないですかね。と思いますが。どうぞ。實藤委員。

○實藤量徳委員 この500円といって、その「かてて」の出品者とそれを発送する地域振興課ですか、その契約書というのはないんですかね。事業者と出品者との契約書。それは2,500円というふうになっているんですかね。そこは聞いていないですね。

○白根美穂副委員長 聞いていないです。その契約書があるなら出してもらう。書類の提出を求ますかね。その詳しいところも聞いていないです。

これは町の予算で上げていて500円引いているってことになると、この500円の使い道もちゃんと町が把握していなきやいけないと思うんですよね。でも、ここに監査が入っていないから、町はこれをどのように把握していたのか。ちょっと疑問なんですけれども、やらせっぱなしになっているのか。

○實藤量徳委員 500円引かれたって知らなかつたんじやないですか。

○白根美穂副委員長 住民課ですか。

○實藤量徳委員 住民課というか、会計にしても。

○白根美穂副委員長 会計課は、そのまま請求が來るので地域振興課に渡すんですよね。住民課が地域振興課に、出生記念のが何名来ましたよっていうのは地域振興課に上げる。地域振興課が会計課にこの分、何人分下さいっていう支払い請求をかけるってことですね。それで、何人分って取って地域振興課は1人500円ずつ引いてプールしているってことになる。となると、何でそこに監査が入っていないのか、その使い道はどうなっているのかっていうのが全く見えないのもちょっとおかしなことになる。

何でこういうふうな事業形態というか、取決めになったのか。その流れを聞きたいと思うので、当時の住民課の課長にお伺いしないとはつきり分からぬんじやないかなと思います。この単価契約書を見ただけでは、何でこういう契約をしなきやいけなかつたのか、町の課同士で。ちょっと不思議なところがあるので、そこは当時の担当課長にお伺いしたいですよね。

先ほど實藤委員がおっしゃったように、そういう取決めの契約書が別途あるのかどうか。

○古賀世章委員長 それも確認したいですよね。

○白根美穂副委員長 はい。確認したいです。

○古賀世章委員長 よろしいですか、今の件のご意見は。

(なし)

○古賀世章委員長 その件については、当時の住民課長、案納さんやつたかな。

○白根美穂副委員長 案納課長です。

○古賀世章委員長 元住民課長に次回、出頭要請をかけて確認するということで考えたいと思いますけれど。 そのほか、どなたかご意見は。高橋議長。

○高橋直也議長 この出生記念品事業単価契約を見ていますと、第4条に「請求の流れ」というのがあるんですよ。乙は、月末に大刀洗町出生記念品贈答要綱第7条にある台帳から対象者を確認し、発生した件数分の請求を甲に行うと。これは乙と甲を契約書のとおりにちょっと言い換えると、乙は「かてて」なんですね。今でいう「大刀洗マルシェかてて」ですよね。だから、「大刀洗マルシェかてて」は、月末に大刀洗町出生記念贈答要綱第7条にある台帳から対象者を確認し、発生した件数分の請求を大刀洗町に行うと。

要するに、今月10人の出生記念品贈答をされる対象者がいたら、10件分を「かてて」が町のほうに請求しているみたいなんですね。

○古賀世章委員長 はい。

○高橋直也議長 例えば、10件あれば3,000円の10人分で3万円、これを「かてて」が町に請求するんで

すよ。すると、町の3万円、10人分の3万円が「かてて」の口座に多分行っているんじゃないかなと思うんですよ。

○古賀世章委員長 「かてて」の口座ですね。

○高橋直也議長 「かてて」の口座に多分行っているんじゃないかなと私は推測するんですよね、この中を見ると。

この間の百条での証人尋問でも言っていた、担当課の地域振興の村田課長が言っていたように、別通帳があると。その別通帳に多分3,000円の10人分の3万円が入ったとして、この別通帳が監査の対象になっていない通帳だから、もうこの時点でのお金の流れを追うことができないんじゃないかなと私は推測するんですよね。

○古賀世章委員長 はい。

○高橋直也議長 でも両方直営なので、本来であれば、町から出るその10人分の3,000円もこれは公金ですよね。「かてて」の通帳に入って500円の手数料を抜いて2,500円でその記念品を買うお金、これも税金なんですよ。公金なんですよね。

○古賀世章委員長 そうですね。

○高橋直也議長 ただ、平山委員が言われる様に、「かてて」のインボイスを調べると、町とインボイス番号が一緒っていうでしょ。それなのに「かてて」の通帳は監査が入っていないから、全然ここに通帳に入ったお金は追及できないということになりますよね。これ自体が僕はおかしいと思うんですよ。

だから、分かりやすく言うと、公金が全然違う通帳に1回プールされている。それも任意団体でないということであれば、個人の通帳ですかね。個人の通帳に税金が1回プールされて、会計課の目が届かないところに1回よけられているということなので、これは公金が一時的にでも個人の通帳に入るということになると、私はこれは、言葉が正しいかどうか分かりませんけれども、横領みたいな形で1回プールされているんじゃないかなと推測するんですよね。

その辺は私も専門家じゃないのでよく分からないけれども、会計課も「かてて」の別通帳についていろいろ指摘してきたけれども、これまで何も改善がなされず、会計検査の場には通帳が来なかつたというような話があったような記憶もあるんですけども、それが事実であればちょっとこれは問題ですよね。

○古賀世章委員長 そうですよね、はい。

○高橋直也議長 この手数料が10%で300円なのか、10%を超して500円なのかの問題よりも、それが何%とかというよりも、その公金としての流れが何か全然ちょっと1回こう監査をしてきちっとするのが税金ですから、その枠から1回外れているというのがすごく問題だと私は思いますけれども、いかがでしょうか、皆さん。

○古賀世章委員長 いかがですか。今の高橋議長のご意見に対して、何かご意見があれば。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 全てを含めて分からぬことが多過ぎるんですよ、お金の流れにしても議長が言われたことにもしても。なので、そこをきちっとやっぱり一から説明していただきたい、分かるようになります。

○古賀世章委員長 そうしますと、先ほど高橋議長のご意見に対しては、もう一度、地域振興課とかそういうところから出てきていただいて、お話を聞かせていただくというようなこともちょっと考えないけんとかなという気もしましたけれど、いかがですかね。どうぞ、河野委員。

○河野政之委員 この出生記念事業単価契約書を見て、もう一目見てなんですけれども、甲・乙、本当にうちの町の町長が代表なので、これは直営確定なんですよね。町の直営事業ちゅうのは確定なんですよ。この契約書だけじゃなく、町長のマニフェストとかホームページにも載っていますように、「大刀洗マルシェかてて」は直営ってもう言われているんですよ。ということは、この「かてて」で扱うお金、全て公金になるわけですよね。その公金が、会計課が分からぬような、監査が分からぬようなやり方で一回違うところに行っているということが僕は大問題だと思います。

もう直営確定です、これは。直営のお金が何に使われているか全然分からぬということを問題視したほうが、事の解明を解決するには早いんじゃないかなと私は思います。

○古賀世章委員長 はい。分かりました。ということは、やはり地域振興課から、もう一回この辺のところを詳細に説明していただく必要はあるかという気がしますけれど、いかがですか。

○高橋直也議長 追加でもう1点いいですか。

○古賀世章委員長 はい。いいですよ。

○高橋直也議長 あと、その直営の「大刀洗マルシェかてて」が、別通帳にそのお金をプールしていて、手数料とかをずっとここにプールしていたと。年度をまたいでも全然処理しなくてずっとプールしていたと。それで、町の事業である「えだまめ収穫祭」の枝豆購入費とかは、ここからお金を出していったと言っていたじゃないですか。

○古賀世章委員長 言っていましたね。

○高橋直也議長 それは町の事業として枝豆購入費ということで、それは会計、何か領収書とか、買ったら領収書をもらうじゃないですか。そんなのは町へは一応、支出で上がっていたんですかね。これも分からぬんですよね。

○古賀世章委員長 分かりませんね。

○高橋直也議長 だから、その「かてて」の通帳 자체が何かというところが私はちょっと分からぬといふか、これはもうあり得ないというのを改めて強く思っております。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

そのほかご意見があれば。河野委員、何かないですか。どうぞ。

○**河野政之委員** 分からないところが、複雑、議長がおっしゃったように、公金をきちっと監査をしていない。分からぬ、お金の用途がです。やっぱりその付近をはっきりさせてもらいたい。はっきりしていかないと解決はできないんじゃないですかね。

○**古賀世章委員長** そうですね。分かりました。

それでは、本件に対しましては、やっぱり前の住民課長ですか、それから、もう一方は地域振興課の課長さん、この辺に対して、今出ましたご意見等に対して再度確認を取ったり、証言していただくということで、次回もしくは次回以降にお願いするような形で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**古賀世章委員長** はい。分かりました。本件に関しましては、そういう方向で次回以降、実施することで考えていきたいと思います。

それでは続きまして、2番目の宿泊証明書の偽造ということに移っていきたいと思います。

本委員会で調査を進めてまいりました、町の管理職職員による宿泊証明書の偽造についてでございます。

2月17日の松元前総務課長への証人尋問により、偽造した宿泊証明書を使って旅費を請求するなどしていた職員が、旅費請求の必要書類などを定めた出張旅費計算等に係る留意点、これを変更して必要書類の要件を緩めるよう、町に求めていたことが分かっております。

これらのことに関しまして改めて、委員の皆様のご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。白根副委員長。

○**白根美穂副委員長** この出張旅費計算等に関わる留意点というのは、内部の職員さんたちが把握している文書ということになるんですが、当初は副町長まで決裁印が取られているんですよね。それを受けて職員の皆さんに周知徹底されていたというのが分かっているんですけど、今回改変されたことは前の証人から、議会でしたつけ、一般質問だったかな、軽微だったから、そこはということでちょっとと言われたかとは思うんですけど。

軽微だったとしても当初、副町長まで決裁印をもらっているのであれば、今回も副町長までの決裁、また会計課長、会計課と連名になっていたので、合議の決裁を受けなければいけなかったのではないのかなと思うんですよ。となると、今回そこの決裁は受けていないということになると、勝手に文書を改ざんしたということにならないのかなという不安はあります。

○**古賀世章委員長** 確かにおっしゃるとおりだと私も思いますが、ほかの委員さんたち、これに関して何かご意見があれば。平山委員。

○**平山賢治委員** 私も昨年12月の一般質問で取り上げた際にいろいろ調査していたら、どうもこの重要

な証拠書類の添付の文書がいつの間にか改変されているようだと。それもどうも決裁もしていないようだと。しかも、話を聞いていると、当の偽造した人物がこの添付書類を緩めるように求めたということで、これはかなり重大なことではないかなということで発言したことあります。

おっしゃるように、これは当初、副町長まで決裁した文書ですよね。副町長が決裁していますから。この副町長が決裁した文書を、副町長以下の当時の総務課長が決裁もなしに、記録もなしにこれを改変するというのは、重大な非違行為に当たるんじゃないかと思うんです。決裁文書の改ざんに当たるんじゃないかと思います。

この話には続きがあって、なぜかこの決裁文書は庁舎内に知られておらず、にもかかわらず、その偽造した当人だけがこれを知っていて、旅費の留意点が改定されたことによって証拠書類として宿泊証明書は必要ないだろうということで精査を求めたということで、もう極めて故意にこの留意点、決裁文書が歪められて、その偽造した当人がそれをを利用して自分の利益を図ろうとしたというのが一連の流れとして大体明らかになってきたというのは大変重大なことであって、町のガバナンスが機能していないと、一部の人間によって好き勝手に歪められているというのが明らかになってきたんじゃないかなと思います。

そこで、前回は松元前総務課長に聞いたところ、大体はそういう大まかな流れでしたよね。ただ、これは前総務課長と多分、別に実務の担当者がいらっしゃると思います、これに関しては。主に関わった方がです。やっぱりその方に対しても、どういう経緯でこの決裁文書が改変されたのか、より詳細にお聞きすることが私は前回の証人喚問から思いました。

それから、上のほうにまた上がっていくのかどうかは分かりませんけれども、そうした改変の経緯をより詳細に事実をつかんでいく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

ほかに同様なご意見があればお願いしたいと思いますが。高橋議長。

○高橋直也議長 宿泊証明書の偽造です。出張旅費計算書に係る留意点の変更とかの問題じゃないんですけども、偽造した宿泊証明書が1通じゃないというのは百条の調査で事実が明らかになってきておりますけれど、これは偽造した宿泊証明書でそういった書類を今、百条で追及しているんですけども、じゃあ本当はどこに泊まったのか、事実の宿泊証明書を提出しなくてはいけないと私は思うんですよね。

事実の宿泊証明書を提出できない場合にはどうなるのか。今、百条委員会でずっと遡って、旅館法では多分7年ぐらい前までの書類を保管していると思うんですけども、例えば5年過ぎている分で、保存期間が宿泊法ではたしか5年だったと記憶しているんですけども、5年過ぎている分でもし偽造された宿泊証明書があった場合は、本当に泊まったホテルに問い合わせても、本当の宿泊証明書がも

し出ない場合ですよね、この場合は真実を証明することができないじゃないですか。

その場合は、この委員会の名前もそうですけれども、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会なので、その事実を証明できなかった場合は、その職員さんはどのような懲戒処分の規程で処理されていくのかも、ちょっと今後注目していきたいなと思っているんですよね。もう分からぬからしようがないじゃあ、やっぱり偽造した書類だけで、宿泊証明書だけで公金を使ったことになりますので、その辺も今後ちょっと百条委員会でしっかりと調査、注視していくポイントだと私は思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

一応、委員会としましても調べてはおるんですけども、なかなか数量が多いもんですから、いまだかつて全てにはまだ行き届いておらんという状況です。今後とも、それについてはきちんと調べていこうというふうには考えております。ありがとうございました。

それでは、先ほどの出張計算書の留意点に関する書類の要件を緩めたということで説明したかと思うんですが、それに関してご意見等があれば改めてお願ひしたいと思うんですけれど。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 それでは、本件はこれで終了といたします。

それから最後に、3番目の佐々木氏への診断書の再提出依頼についてということでございます。

今後の本委員会のスケジュールを計画するに当たり、3月の5日の証人喚問に不出頭であった佐々木大輔氏に対して、3月5日の欠席理由を証明し、なおかつ、いつ頃に出頭可能であるかの見込みが分かる医師の診断書の提出を求めておりました。

現在の状況につきまして、白根副委員長よりご報告をお願いいたします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 4月2日に、該当者が病院のほうで診療を受けて診断書を出しております。その中には「3月5日は出頭できる状態ではなかったと診断するもの」という内容の記載の診断書が出されておりましたが、いつ頃に出頭可能であるかについての説明文は入っておりませんでしたので、今回その見込みが分かる医師の診断書の提出を求めたところではございましたが、今度は4月2日の診療が主治医の都合で前回までと同様に別の医師になりました。別の医師によると、いつから貴委員会に出席できる旨の診断書については、やはり医学的見知からは記載できないとのことでした。

そこで、医師からの提案ですが、先に貴委員会の日時を通知していただき、その後、出席に応じられるかの診療を受け、出席できる、あるいは出席できない旨の診断書の記載ならば対応可能のことです。

4月9日、病院の診療を予約していますということで、こちらは該当者のほうからLINEで担当課

のほうに通知がされていまして、それを本人の承諾を得て添付して、議長のほうに書類として提出をされているところであります。今現状は以上ですので、この該当者に関しては、その都度こちらのほうから出頭要請をして、その日にちに合わせて病院のほうで受診していただいて、出頭できるかどうかのまた診断を持ってこなければいけないということになります。

○古賀世章委員長 ただいまのご説明に関して何か、委員の皆さんのご意見等があればお願ひをしたいと思います。平山委員。

○平山賢治委員 ということは、次回、日程等で、こちらから再度出頭のご相談というか、出頭のお願いをした後に、あとはそちら当人がまた先生に受診して、その日に行けるかどうかですか。こちらから、この日どうですかということで、また出頭のお願いをしていくということですね。分かりました。

○古賀世章委員長 そういう形でないとどうもできそうにないので、今日ここでどういうご意見が出ますか分かりませんけれども、それに基づいて、この日ぐらいだったら出頭できるかどうかを確認して、それに合わせてもう一度診断を受けていただいて、最終決定をしていただこうというふうには考えどるんですけど、いかがでしょうか。よろしいですか、そんな感じで。いずれにしても、本人に来ていただけないことには、これから先ちょっと確認のしようがないものですから。

今までの状況からいきますと、もう当時の部下の方とか、そういう方たちのご意見は伺っておりますし、あとはもう本人に確認するというような形で出頭をお願いするという形になろうかと思うんですけども、何かこの件で。河野委員。

○河野政之委員 今の出頭、診断予定です。4月の9日ということで、これは医師のほうへ出すんですか、予定日をうちから。本人の佐々木さんに出すんですか。

○古賀世章委員長 どうぞ。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今、佐々木さんが今月は4月2日に1回行って、今度9日に行く予定、明後日ですかね。明後日に行くようになっていると。その日は、こちらは別に出頭要請はまだ全然していないのです。

○古賀世章委員長 今日の結果を基に。

○白根美穂副委員長 はい。ただ、4月9日に行くのは佐々木さんの都合で、あとは病院とのあれで行かれるというだけのことであって、もし今度、次回いつ来てくれっていうようになったら、また再度その日の近々しい日で行っていたいで、先生に受診していただいて、先生が診断をするっていうことになるかとは思います。

○古賀世章委員長 どうぞ、議長。

○高橋直也議長 前回までの委員会の振り返りになりますけれども、結局この佐々木氏が来ないことは、その宿泊証明書の偽造とか、前回証人喚問した担当係長かな、部下の係長、当時の係長とかが偽造は自分はしていないって言っていたので、誰がしたのかがはっきりしないんですよね、この佐々木

氏を呼ばないことには、聞かないことにはです。そういう意味で、今後も出頭要請をずっとしていくということですよね、まとめると。

○古賀世章委員長 そういうことです、はい。

○高橋直也議長 その医師が行っていいとか、行っちゃいけないとかっていう問題のやり取りは今後また出てくると思いますけれども、基本的にこの百条としては佐々木氏が来ないと事の真相が解明できないということであれば、今後ずっと出頭要請はかけていくという意味合いでよろしいんですよね。

○古賀世章委員長 いいと思います。

○高橋直也議長 はい、分かりました。

○古賀世章委員長 それで、今日、調査特別委員会を開いておりますので、今日の結果をベースにまたもう一度、佐々木さんのはうには一応出頭していただきたいというので、いつならいいかという話をつないでいこうかというふうに考えておるんですけど、よろしいですか。

できれば次回、だから4月の24日ぐらいはどうやろかというふうなところは思っているんですけど、これはもうこの後、皆さんともう一回協議しながら決めていきたいと考えますけれど。よろしいでしょうか。

そのほかどなたか何か。どうぞ。實藤委員。

○實藤量徳委員 先ほどの回答によると、4月の9日に受診ということになっておりますので、正式に出頭要請を出すのは文書で出すと思うんですけど、口頭か何かで先に言っておいたらどうでしょうか。その「9日に行ったときに聞いてみてください」みたいな感じで。それはできないことなんですか。

○古賀世章委員長 ちょっとそれはやっぱり正式に、基本的には議長名で言わないといかんからです。ただし、委員長は議長に対してこういう出頭要請をお願いしますと。すると、議長名で本人に対して何月何日頃どうかということなんですけど、まだ今いかんせん、今まだ病院にかかっている状態ですから、いつがいいかというのは分からぬんですね。だから、ちょっとそこがやきもきしておるところだと思いますけれども、それは一日でも早く来ていただいたほうが。それに合わせて次の委員会を開いてもいいんですけど、まだいかんせん、そんな問題ですから。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 こちらが合わせますよっていう文言を出していても、こちらに合わせますと言ってくださいってことなので、本人は何回も病院へ行くっていう手間がすごくかかるかもしれません、そういうご回答で、こっちの委員会が呼び出しの日程に応じられるかどうか。呼び出し日を決めてもらって、そこに応じられるかどうかを診断して出ていきたいってことなので。

○古賀世章委員長 そういうようなものですから、はい。

そのほか、どなたか何か。どうぞ。平山委員。

○平山賢治委員 出頭要請については、議長名でやっぱりきちんと出したほうが。

○古賀世章委員長 私もそう思います。

○平山賢治委員 口頭では、言った、言わないの、いろいろと問題も。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○高橋直也議長 話を折るようですが、今のちょっと誤解があるようですけれど、出頭要請はきちんと出しますよ。出すだけじゃなくて、9日に行くんだったら、ついでに聞いてみたらどうですかという私の意見でございました。

○古賀世章委員長 分かりました。そこはちょっと考えさせてください。直接、委員会から言うわけにはいかんですから、やっぱりそこは役場のほうから言っていただくかどうか、ちょっとその辺も含めて考えたいと思います。よろしいですかね。

○高橋直也議長 はい。

○古賀世章委員長 どうですか、ほかに。

(なし)

○古賀世章委員長 なければ、ここでちょっと一時休憩を取りたいと思いますが、10分ほどお願ひをいたします。2時20分から再開したいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

(午後2時10分休憩)

(午後2時20分再開)

○古賀世章委員長 それでは、休憩前に引き続き、始めたいと思います。

それでは、証人出頭の要求についてということでございます。

本日の各委員のご意見を踏まえまして、次回の証人喚問につきましてご説明を申し上げます。

一応3名の方に尋問を予定しております。1人が、現在の会計課の案納課長、この方は元住民課の課長でございまして、課題が、なぜ役場の中で住民課と地域振興課で、先ほどから話が出ておりました3,000円のお金が行ったり来たりしておったのかという問題がございまして、この方が当時こういうところのスタートのときにおられた住民課の課長だというふうに認識しておりますので、その辺のいきさつをきちんと確認するという意味で出頭していただくということといたしました。

日時につきましては、4月の24日木曜日、午後1時30分からということで約40分ほど予定しております。

それから、2人目が、現在の企画財政課の福岡財政係長を予定しております。この方は当時、総務課の同じく財政係の係長をされておったんですが、当時も実務担当をやられておりまして、この辺の現在問題になっております出張旅費計算等に係る留意点に直接関わりがあられたというふうにお聞きしておりますので、この辺の具体的なご意見を伺いたいということで、この方には同じく4月の24日木曜日、午後2時15分から約40分ぐらいの時間で予定しております。

それから、最後に、当時の建設課長の佐々木大輔課長、現在は総務課の企画監となっておりますが、この方はもう先ほどからお話ししていましたように、現在は病欠で出勤はされておりませんが、可能

ならばこの方に3番目に来ていただいて、今問題になっております旅費の精算、それから出張旅費計算等に係る留意点、この辺の詳細につきまして、もう確認と言ったほうがいいかと思います。この辺のお話は彼の部下であった係長から事実あたりのお話は聞いておりますので、こういうことがあったんだけれど、本当にあったのかというような意見があれば述べてください程度の尋問になろうかと思うんですけども、そういうことを確認したいがために、もし可能ならば4月の24日3時から1時間ぐらいかけて確認をしたいというふうに考えております。

場所は、こここの協議会室にて行う予定であります。

本件について何かご意見等ありましたら述べてください。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りします。ただいま申し上げたとおり、議長に対して承認出頭要求をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく出頭せず、または証言を拒む場合、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の禁錮または10万円以下の処罰に処せられることがあることを申し添えます。

次に、次回の委員会についてでございますが、4月の24日木曜日、午後1時30分より会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

そのほかで何かございませんでしょうか。どうぞ。副委員長。

○白根美穂副委員長 出生記念品事業に出品されている方との契約書があれば、書類提出をお願いしたいというお話が出ていたかと思うんですけど、そこの書類提出を求めませんか。要りますか。

○古賀世章委員長 いいと思います。はい。

○白根美穂副委員長 じゃあ、それも採決をしていただけたらと。

○古賀世章委員長 それでは、議題に加え、その証明書というんですか、契約書というんですか、これも求めるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議がないということで認めます。そのように決定をいたしました。

それでは、大変お疲れさまでした。

以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

(午後2時27分閉会)